建設等スケジュール（案）

第４回新庁舎建設検討委員会資料

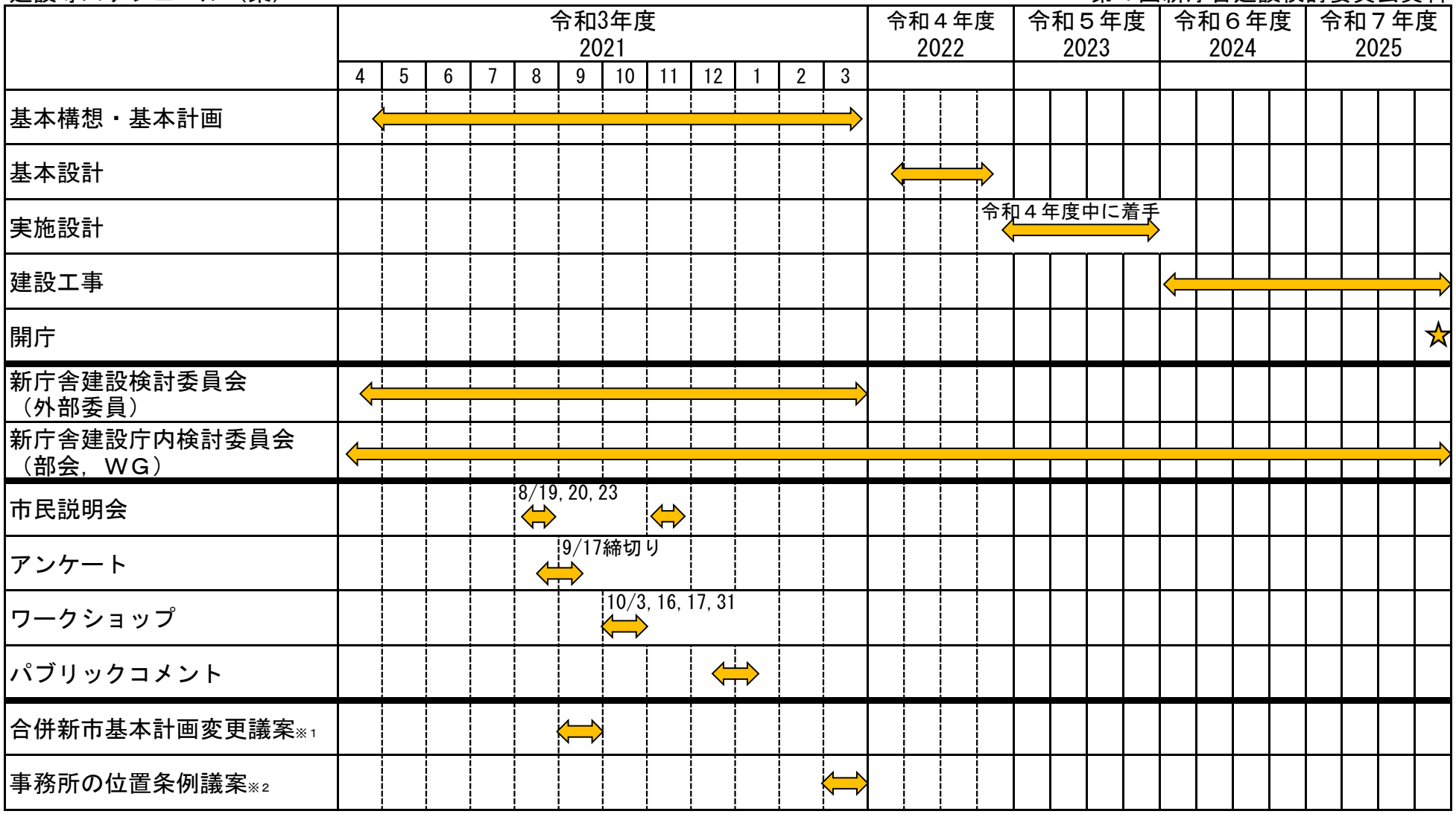

※１：合併新市基本計画とは，新市の円滑な運営の確保と新市全体の均衡ある発展を図ることを目的とし，３町の一体性の確保及び住民の福祉の向上を図るために策定した計画のこと。また，令和４年度に実施設計に着手することで合併推進債を活用できるよう，その計画期間等を延長するなどの変更をし環境を整えるため９月議会に提案した。

※２：南九州市の事務所の位置を定める条例（地方自治法第４条第１項に基づき市役所の位置を定める。）